



令和7年8月号

連絡先: 〒649-1534

和歌山県日高郡印南町印南3168

電話 : 携帯 090-9054-4552

自宅 0738-42-1071

FAX : 自宅 0738-42-1071

e-mail: yoshiyuki-2776@hotmail.co.jp

社会保険労務士

脇谷事務所便り

◆「最低賃金とは」

最低賃金は、賃金の最低限度を定めるものであり、使用者は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。仮に、最低賃金額より低い賃金を労使合意のうえで定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなします。

但し、精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者等については、労働局長の許可を受け、一定減額した率で最低賃金額とされています。(減額特例許可制度)

◆「最低賃金の対象賃金」

最低賃金の対象となる賃金は、労働の対償として支払われるすべてのものが対象で、基本給だけでなく、諸手当も対象となります。

但し、臨時に支払われる賃金等は対象となりません。

◆「最低賃金の決定方法」

最低賃金は、公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成される最低賃金審議会において議論の上、県労働局長が決定します。

具体的には、中央最低審議会で示される引き上げの目安を参考に、県の地方最低賃金審議会での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申し出に関する手続きを経て、県労働局長により決定されます。

◆「令和6年度の流れ」

令和6年度では、中央最低賃金審議会が7月25日に改定の目安(全ランク50円引き上げ)を答申し、**和歌山県**では、10月1日に新しい最低賃金980円(目安より1円高い51円引き上げ)が発効されました。

◆「令和7年度最低賃金」

令和7年度では、中央最低賃金審議会が8月8日に改定の目安が答申されました。引き上げの目安は、ランクごとに設定され、**和歌山県**はBランクとして**63円**となりました。

和歌山県地方最低賃金会の議論は、中央審議会の答申が例年より遅れたこと、政府主導による大幅引き上げが続く状況に使用者側が強い警戒感を示し、難航していましたが、新しい**県内最低賃金は目安より2円高い65円引き上げの1,045円**となる模様です。但し、発効日は11月1日となる予定です。

◆「業務改善助成金」

政府は、企業による賃上げを後押しするため、賃上げ実施を要件とした助成金を新設・拡充を進めていますが、その中でも、最低賃金引き上げと設備投資を要件とする「業務改善助成金」が注目されます。

■「当事務所より一言」

最低賃金の動向に注目しましょう！